

敦賀市立看護大学ファカルティ・ディベロップメント委員会に関する細則

平成27年3月18日

敦賀市立看護大学細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、敦賀市立看護大学教授会規則（平成26年敦賀市立看護大学規則第4号。以下「教授会規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、教員の能力及び資質の向上を目的として、看護学部教授会（以下「教授会」という。）が設置する敦賀市立看護大学ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(委員会の審議事項等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、教授会に対して意見を提出するものとする。

- (1) 教育活動の改善に関すること。
- (2) 学生の学習環境の改善に関すること。
- (3) 教員の研修に関すること。
- (4) 学生による教員評価に関すること。

2 委員会は、教員の能力及び資質の向上に向けた研修の計画を作成し、教授会の了承を得て、これを実施する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、専任教員のうちから、学部長が指名する委員5人以内で構成する。

2 前項の規定による委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし補欠の場合の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから学部長が指名する。

3 委員長は、委員のうちから副委員長を1人指名する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会を招集する。ただし、2人以上の委員から要請があるときは、速やかに委員会を招集しなければならない。

5 委員長は、委員会を代表し、委員会の会議を主宰する。

敦賀市立看護大学ファカルティ・ディベロップメント委員会に関する細則

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(改正)

第6条 この細則の改正は、教授会の議決に基づいて学長が行う。

(その他)

第7条 その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の議決に基づいて委員長が定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

(敦賀市立看護大学教務委員会に関する細則の改正)

- 2 敦賀市立看護大学教務委員会に関する細則（平成26年敦賀市立看護大学細則第1号）第2条第5号を削る。

附則（令和3年敦賀市立看護大学細則第3号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。